

第5節 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体または地域住民と、当該地域に立地しまたは立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として両者の自由意志に基づき締結される文書による合意である。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的条件・操業形態等の各種の条件に対応した個別的な公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。奈良県生活環境保全条例において「事業者は、公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。」と努力義務を規定している。従って、この規定により各市町村長に対し、既設・新設の企業との間に公害の防止に関する協定を締結するよう指導している。

公害防止協定の内容は、現行法の基準をさらに厳しくしたり、具体的な内容や基準を示したものが多。公害防止における具体的義務内容は、ばい煙の規制（煙突の高さ、ばい煙や排ガスの排出速度、温度・量の基準設定、集じん機の限定など）排水規制（排水濃度の基準設定、処理施設の設置、維持管理方法、排水量の限定など）騒音・振動規制（音量基準の設定、装置・機械の配置場所の特定、消音装置・防音壁の設置、夜間作業の禁止など）悪臭規制（悪臭除去装置の設置、ガス漏えい防止装置の設置など）産業廃棄物の規制（汚泥の処理・処分方法など）などを定めたものが多い。

公害防止協定を実質的に有効なものにする対策としては、公害防止協定の締結にあたって、その内容につき抽象的・道義的に規定するのではなく、科学的・技術的に事項を特定すること。

その内容の実効が担保できうる措置がとられていること。（たとえば、工場内の立入検査など）企業が公害防止協定に違反した場合に法律上とりうる措置を明記しておくことなどが必要である。公害防止協定に違反した場合の措置の具体的内容としては、差止請求（たとえば操業の停止）、代執行（公害防除措置の代執行と費用負担など）、違約金の没収（契約補償金の没収など）、土地の売買契約の解除や買い戻し、損害賠償請求などが考えられる。

なお、県内の公害防止協定の締結状況は表8のとおりである。

表8 公害防止協定の締結状況（締結事業所数）

地方公共団体と企業（事業者としての地方公共団体を含む。）間の協定（平成14年3月31日現在）

相手方 業種	農 業	鉱 業	建 設 業	食 料 品 製 造	衣 服 ・ 繊 維 製 品 製 造	木 材 ・ 木 製 品 製 造	紙 ・ パ ル プ 等 製 造	化 学 工 業	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造	ゴ ム ・ 皮 革 製 造	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造	金 属 製 品 製 造	一 般 機 械 器 具 製 造	電 気 機 械 器 具 製 造	プ ラ ス チ ック 製 品 製 造	そ の 他 ゴ ル フ 場	そ の 他 産 業 廃 棄 物 処 分 場	そ の 他 の 他	合 計
事業所数	3	1	2	13	8	18	7	12	11	1	8	4	7	33	5	2	4	25	9	29	202